

1 目的

災害対策基本法第48条の規定に基づき、大規模な地震等の発生を想定し、防災関係機関はもとより、市民、企業、行政が一体となって各種訓練を実施することにより、防災関係機関相互の災害時における緊密な連絡協調体制を確立するとともに、「自助」、「共助」意識の浸透と「公助」の活動能力の向上を図る。

2 日時及び場所

平成26年1月20日（月）14時から16時
広島市役所及び東区、安佐北区、佐伯区の各区役所並びに同区内の生活避難場所等

3 主催

広島市防災会議

4 訓練想定

東海沖から四国沖にかけての南海トラフの境界面を震源とする大規模な地震が発生し、広島市内で「最大震度6弱」を観測した。この地震により気象庁は、広島県沿岸に対して津波警報を発表した。
市内では、建物の倒壊及び道路、橋りょう並びに護岸の損壊が発生した。特に沿岸部では、ライフラインに大きな被害が見られ、火災の発生や建物の倒壊による死傷者が多数発生したとの想定に基づく。

5 実施主眼等

関係機関等が一堂に会し、限られた時間で行うこれまでの展示型訓練においては、①災害対策本部が仮想設置であったため、災害対策本部の運営能力向上が図れない、②訓練時間が少なく関係機関相互の連携強化や訓練参加者の技術向上が十分に図れない、③訓練会場が限定される、④多数の市民参加が困難である、といった課題があったため、今年度の訓練はこれらの改善を主眼に次のとおり実施する。

(1) 災害対策本部の運営能力向上

市及び訓練実施行政区においてそれぞれ災害対策本部を設置し、災害規模に応じた活動方針の決定、指示命令、活動支援などに係る情報収集・伝達等を行い、職員の災害対応能力の向上を図る。

《訓練項目：①市・区災害対策本部運営・情報伝達訓練》

(2) 関係機関相互の連携強化及び応急活動技術の向上

訓練会場を分散させ訓練項目を絞り、十分な訓練時間を確保したうえで実施することにより、関係機関相互の連携強化や訓練参加者の応急活動技術の向上を図る。

《訓練項目：②③救援物資搬送訓練、④⑤災害ボランティアセンター立ち上げ・運営訓練、⑥⑦人命救助・救出訓練、⑧⑨ライフライン復旧訓練》

(3) 地域特性に応じた防災行動力の向上

沿岸部、山間部、中央部といった、各地域の災害特性に応じて必要となる市民の防災行動力の向上を図る。

《訓練項目：⑩⑪帰宅困難者対応訓練、⑫⑬災害ボランティアセンター立ち上げ・運営訓練、⑭⑮生活避難場所運営訓練、⑯⑰津波・浸水避難訓練》

(4) 多数の市民参加による「自助」、「共助」意識の浸透

各会場での訓練に参加できない市民については、家庭、地域、事業所等で参加できる訓練を実施し、「自助」、「共助」意識の浸透を図る。

《訓練項目：⑱シェイクアウト訓練》

※ ①は新規に、②は拡充して実施する訓練項目を、③は従前どおりの要領で実施する訓練項目を示す。

6 参加機関

訓練項目を踏まえ、今後、関係機関と協議したうえで、それぞれの参加内容、人員等を調整する。

7 その他

訓練項目により今年度参加機会の無かった関係機関については、次年度以降に優先して参加を検討する。

また、各区での訓練も、次年度以降持ち回り実施を検討する。

今年度の訓練イメージ

